

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
							31	48	32		60						
20	201	長野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第五次長野市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日		第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	203	上田市	人権共生課	1	2	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第4次上田市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	204	岡谷市	地域創生推進課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日		第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランVII」	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
20	205	飯田市	共生・協働推進課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第7次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだプラン」	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	206	諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	1	1	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪プランVII」	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	207	須坂市	人権同和・男女共同参画課	1	2	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日		第六次須坂市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	2	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		小諸市男女共同参画こもろプラン8	2024年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	209	伊那市	地域創造課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第4次伊那市男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日		駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート6」	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	211	中野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		第4次中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	212	大町市	庶務課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		大町市第4次男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	1	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日		第5次飯山市男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
20	214	茅野市	生涯学習課	2	2	2	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日		第4次茅野市男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
20	215	塩尻市	企画課	1	2	2	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		第五次塩尻市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日		第四次佐久市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
20	218	千曲市	人権・男女共同参画課	2	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日		第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次東御市男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	220	安曇野市	人権共生課	1	2	1	1	安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例	2008年12月25日	2009年1月1日		安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	2	2				4						2
20	304	川上村	総務課	1	2	2	2				4						2
20	383	南牧村	教育委員会社会教育係	2	2	2	2				4	南牧村第6次総合計画前期基本計画	2024年4月	~	2030年3月	1	2
20	306	南相木村	住民課	1	2	2	2				4	第一次南相木村男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	2	1
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	2	2				4						2

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
20	309 佐久穂町	住民税務課	1	2	2	1				4	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
20	321 軽井沢町	総合政策課共生社会推進係	1	2	1	1				4	軽井沢町第3次男女共同参画計画 きらめきプラン3	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	323 御代田町	企画財政課	1	2	2	1	御代田町男女共同参画推進条例	2021年10月20日	2021年10月20日		第1次御代田町男女共同参画計画	2022年11月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	324 立科町	社会教育課	2	2	2	1				4	立科町男女共同参画長期プランV	2025年4月	~	2030年3月	2	1
20	349 青木村	住民福祉課	1	2	2	1				4	青木村男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
20	350 長和町	保健福祉課	1	2	1	2				4	第2次長和町男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
20	361 下諏訪町	総務課	1	2	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
20	362 富士見町	生涯学習課	2	2	1	2	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第6次富士見町男女共同参画計画 すずらんVIパートナーシップふじみ	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
20	363 原村	生涯学習課	2	2	2	1				4						1
20	382 辰野町	教育委員会 学びの支援課	2	2	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1
20	383 箕輪町	多文化共生・男女共同参画推進室	1	1	1	1	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第3次箕輪町男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
20	384 飯島町	教育委員会	2	2	2	1				2	飯島町男女共同参画プラン6	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	2
20	385 南箕輪村	地域づくり推進課	1	2	1	1				4	第5次南箕輪村男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	386 中川村	中川村教育委員会事務局	2	2	2	1				4	第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月	~	2027年3月	2	1
20	388 宮田村	教育委員会	2	2	2	1				4	第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
20	402 松川町	教育委員会 生涯学習課	2	2	2	1	松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第6次松川町男女共同参画推進プラン	2025年4月	~	2028年3月	1	1
20	403 高森町	総務課	1	2	2	2				4	高森町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
20	404 阿南町	教育委員会社会教育係	2	2	2	1				4	あなん男女共同参画推進計画	2024年7月	~	2029年6月	2	1
20	407 阿智村	協働活動推進課	1	2	1	1				4	阿智村男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
20	409 平谷村	住民課	1	2	2	2				3	平谷村男女共同参画推進計画	2024年4月1日	~	2035年3月31日	1	2
20	410 根羽村	住民課	1	2	2	2				2						2
20	411 下條村	総務課	1	2	2	2				4	第6次下條村総合計画	2020年4月1日	~	2030年3月31日	2	2
20	412 売木村	住民課	1	2	2	2				2						1
20	413 天龍村	健康福祉課	1	2	2	2				4	第6次 天龍村総合計画	2021年4月	~	2031年3月	2	2
20	414 泰阜村	泰阜村教育委員会	2	2	2	2				4						2
20	415 喬木村	企画財政課	1	2	2	1				4	喬木村男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	2	1
20	416 豊丘村	教育委員会	2	2	1	2				4	豊丘村男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
20	417 大鹿村	住民税務課	1	2	2	2				4	大鹿村男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
20	422 上松町	住民福祉課	1	2	2	2				4	第6次上松町総合計画	2021年4月	~	2030年3月	2	2
20	423 南木曽町	もっと元気に戦略室	1	2	2	2				4	南木曽町男女共同参画計画(第4次)	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 案例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
20	425 木祖村	住民福祉課	1	2	2	2				4	木祖村健康福祉計画	2025年4月	~	2030年3月	2	2
20	429 王滝村	福祉健康課	1	2	2	2				4						2
20	430 大桑村	総務課	1	2	2	1	大桑村男女共同参画推進条例	2024年9月26日	2024年9月26日							1
20	432 木曾町	企画財政課	1	2	2	1				4	第4次きそまち男女共同参画基本計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
20	446 麻績村	住民課	1	2	2	2				2	麻績村男女共同参画計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
20	448 生坂村	教育委員会	2	2	2	1				4	第3次生坂村男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	2	1
20	450 山形村	住民課	1	2	2	2				4						2
20	451 朝日村	総務課 総務防災係	1	2	1	1	朝日村男女共同参画社会推進条例	2022年4月1日	2022年4月1日		第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
20	452 筑北村	住民福祉課	1	2	2	2				4						2
20	644 池田町	生涯学習課	2	2	1	1	笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1
20	482 松川村	松川村教育委員会 社会教育課	2	2	1	1	松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日							2
20	485 白馬村	総務課	1	2	1	1				4	第4次男女共同参画社会づくり計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	2	1
20	486 小谷村	住民福祉課	1	2	2	2				4						2
20	521 坂城町	企画政策課	1	2	2	2				4	第3次坂城町男女共同参画計画 (パートナーシップさかき21)	2021年4月	~	2031年3月	2	1
20	541 小布施町	企画財政課企画交流係	1	2	2	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
20	428 高山村	人権推進係	1	2	2	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日							1
20	561 山ノ内町	人権政策室	2	2	1	1				4	第5次やまのうち男女共同参画プラン21	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
20	562 木島平村	教育委員会生涯学習課	2	2	2	1				3						1
20	563 野沢温泉村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4						2
20	583 信濃町	教育委員会生涯学習係	2	2	2	2	信濃町男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		第3次信濃町男女共同参画社会推進計画	2022年4月	~	2027年3月	2	2
20	588 小川村	住民福祉課	1	2	2	2				4	小川村男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2034年3月	2	1
20	590 飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				2	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月	~	2030年3月	1	1
20	602 栄村	民生課	1	2	2	2				4						2

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

府内の連絡会議

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指すに検討中
2 2026年度以降の制定を目指すに検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関

- 1 有
2 無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

長野県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態							問6-5 管理・運営主体						
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体									
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
	5								0	5	4	1	0	3	1	1						
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター	380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1	026-237-8303	026-237-3315	https://www.shinanoki.org/danjo/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>						
20	202	松本市	松本市ジェンダー平等センター	パレア松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://parea-matsumoto.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>						
20																						
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター		386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.cityUEDA.nagano.jp/jinkenkyosei/kurashi/jinzen/shiminplaza/index.htm	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>						
20	204	岡谷市																				
20	205	飯田市																				
20	206	諏訪市																				
20	207	須坂市																				
20	208	小諸市																				
20	209	伊那市																				
20	210	駒ヶ根市																				
20	211	中野市																				
20	212	大町市																				
20	213	飯山市																				
20	214	茅野市																				
20	215	塩尻市																				
20	217	佐久市																				
20	218	千曲市																				
20	219	東御市																				
20	220	安曇野市																				
20	303	小海町																				
20	304	川上村																				
20	383	南牧村																				
20	306	南相木村																				
20	307	北相木村																				
20	309	佐久穂町																				
20	321	軽井沢町																				
20	323	御代田町																				
20	324	立科町																				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体						
			問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
20	349	青木村															
20	350	長和町															
20	361	下諏訪町															
20	362	富士見町															
20	363	原村															
20	382	辰野町															
20	383	箕輪町															
20	384	飯島町															
20	385	南箕輪村															
20	386	中川村															
20	388	宮田村															
20	402	松川町															
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あつたかてらす	399-3103	高森町山吹435-5		0265-35-5000			https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/kosodate_ouen/docs-kosodate/13193.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
20	404	阿南町															
20	407	阿智村															
20	409	平谷村															
20	410	根羽村															
20	411	下條村															
20	412	壳木村															
20	413	天龍村															
20	414	泰阜村															
20	415	喬木村															
20	416	豊丘村															
20	417	大鹿村															
20	422	上松町															
20	423	南木曾町															
20	425	木祖村															
20	429	王滝村															
20	430	大桑村															
20	432	木曾町															
20	446	麻績村															
20	448	生坂村															
20	450	山形村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体						
			問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
20	451	朝日村															
20	452	筑北村															
20	644	池田町															
20	482	松川村															
20	485	白馬村															
20	486	小谷村															
20	521	坂城町															
20	541	小布施町															
20	428	高山村															
20	561	山ノ内町															
20	562	木島平村															
20	563	野沢温泉村															
20	583	信濃町															
20	588	小川村															
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設 飯綱町 ワークセンター	みつどんのお家 i ワーク	389-1211	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1987番地	026-217-1339	026-217-1340	https://www.town.iizuna.nagan.jp/kosodatesite/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
20	602	栄村															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

長野県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業							
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	1 連携 ・協 働		2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集	9 苦 情 処 理
20	350	長和町																
20	361	下諏訪町																
20	362	富士見町					○											
20	363	原村																
20	382	辰野町																
20	383	箕輪町																
20	384	飯島町																
20	385	南箕輪村					○											
20	386	中川村					○											
20	388	宮田村																
20	402	松川町																
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月5日	○		○	○	2	5	11,474	○	○	○				
20	404	阿南町																
20	407	阿智村																
20	409	平谷村																
20	410	根羽村																
20	411	下條村																
20	412	壳木村																
20	413	天龍村																
20	414	泰阜村																
20	415	喬木村																
20	416	豊丘村																
20	417	大鹿村																
20	422	上松町																
20	423	南木曾町																
20	425	木祖村																
20	429	王滝村																
20	430	大桑村																
20	432	木曾町																
20	446	麻績村																
20	448	生坂村																
20	450	山形村																
20	451	朝日村																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・協 働	2 広報 啓発	3 講座	4 相談 事業	5 実態 把握	6 調査 研究	7 国際 交流	8 情報 収集	9 苦情 処理
20	452	筑北村																
20	644	池田町																
20	482	松川村																
20	485	白馬村																
20	486	小谷村																
20	521	坂城町																
20	541	小布施町					○											
20	428	高山村																
20	561	山ノ内町																
20	562	木島平村																
20	563	野沢温泉村																
20	583	信濃町																
20	588	小川村																
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設 飯綱町 ワークセンター	2021年5月30日	○				2	1,942	○	○						
20	602	栄村																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

長野県

都道府県コード	市区町村名	市町区	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			3			19	1	5.3	21	2	9.5	58	0	0.0	54	0	0.0	4,029	102	2.5
20	201	長野市				1	0	0.0	2	0	0.0							475	7	1.5
20	202	松本市				1	0	0.0	2	1	50.0							485	12	2.5
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	4	1.7
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	0	0.0
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	3	3.4
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	0	0.0
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	1	1.5
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	1	1.1
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	1	6.3
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	2	2.6
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	2	2.2
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	1	100.0							107	1	0.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	2	2.1
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	3	1	0	0.0	1	0	0.0							66	2	3.0
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	7	2.9
20	218	千曲市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	1	1.4
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	3	4.5
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	2	2.4
20	303	小海町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	383	南牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	307	北相木村										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	2	0	0.0	30	1	3.3
20	323	御代田町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
20	382	辰野町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	383	箕輪町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	384	飯島町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	4	10.0
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
20	386	中川村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	388	宮田村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
20	402	松川町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	0	0.0
20	403	高森町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
		問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
20	404	阿南町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	3	5.0
20	407	阿智村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	409	平谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0
20	410	根羽村									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
20	411	下條村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	412	壳木村									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	413	天龍村									1	0	0.0	1	0	0.0	37	4	10.8
20	414	泰阜村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
20	415	喬木村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	416	豊丘村									1	0	0.0	1	0	0.0	56	3	5.4
20	417	大鹿村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	4	14.8
20	422	上松町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	3	7.7
20	423	南木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	3	5.2
20	425	木祖村									1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
20	429	王滝村									1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	430	大桑村									1	0	0.0	1	0	0.0	44	2	4.5
20	432	木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	134	11	8.2
20	446	麻績村									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
20	448	生坂村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	450	山形村									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	451	朝日村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	1	20.0
20	452	筑北村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
20	644	池田町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3
20	482	松川村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	485	白馬村									1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
20	486	小谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	52	4	7.7
20	521	坂城町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	541	小布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	428	高山村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	561	山ノ内町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	562	木島平村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	563	野沢温泉村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	583	信濃町									1	0	0.0	1	0	0.0	97	0	0.0
20	588	小川村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	602	栄村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0

〈選択肢回答〉

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
 - 2 議会の議決
 - 3 庁内連絡会議の決定
 - 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

長野県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード											
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																											
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他									
					1,930	1,648	27,469	8,503	31.0						1,551	1,315	19,815	5,750	29.0	424	248	2,429	466	19.2	1,842	199	10.8	1,915	200	10.4									
	小計														1,462	1,269	18,718	5,339	28.5	397	237	2,347	454	19.3															
20	201	長野市	40.0	2027年3月		52	49	594	232	39.1	条例により設置されている審議会等	95	88	1,119	395	35.3	6	4	89	8	9.0	58	7	12.1	59	7	11.9	1		1	1								
20	202	松本市	40.0	2028年3月		119	107	2,733	978	35.8	行政委員、法律・条例等により設置されている審議会、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づき設置されている委員会等	49	47	677	203	30.0	6	6	43	10	23.3	55	9	16.4	56	9	16.1	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日						
20	203	上田市			2022年度～2026年度中、40%以上に達することを目標	65	61	827	300	36.3	原則として全ての審議会等	56	52	820	299	36.5	6	4	63	9	14.3	45	2	4.4	46	2	4.3	1		1	1								
20	204	岡谷市	40.0	2029年3月		40	38	697	245	35.2	法律または政令により設置されている審議会、委員会等および条例、規則、要項により設置されている会議等	23	23	292	93	31.8	6	6	30	9	30.0	30	5	16.7	31	5	16.1	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1	2025年3月31日						
20	205	飯田市	33.0	2028年3月		91	77	1,759	537	30.5	法律又は政令・条例により設置されている審議会、委員会、会議等	28	24	460	131	28.5	6	4	36	6	16.7	37	5	13.5	38	5	13.2	2	2025年3月1日	2	2025年3月1日	2	2025年3月1日						
20	206	諫訪市	40.0	2028年3月		64	58	1,162	446	38.4	地方自治法第180条の5、民生委員法、条例、規則、要綱	33	31	492	192	39.0	6	4	38	6	15.8	33	8	24.2	34	9	26.5	1		1	1								
20	207	須坂市	45.0	2028年3月		58	49	1,012	338	33.4	要綱等により設置されている懇談会、会議等	34	33	598	203	33.9	6	2	38	5	13.2	35	4	11.4	36	4	11.1	1		1	1								
20	208	小諸市	45.0		目標年度期限無し	54	51	906	360	39.7	地方自治法第180条の5 地方自治法第202条の3	37	36	416	137	32.9	6	5	42	9	21.4	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1	1								
20	209	伊那市	30.0	2027年3月		90	71	1,230	349	28.4	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	36	34	723	155	21.4	6	3	50	5	10.0	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1	1								
20	210	駒ヶ根市	40.0	2027年3月		53	45	1,064	307	28.9	要綱等に設置されている会議等	20	18	309	99	32.0	6	3	42	7	16.7	38	2	5.3	39	2	5.1	1		1	1								
20	211	中野市	35.0	2027年3月		51	44	770	237	30.8	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等と、法律、市の条例等により設置の審議会等	32	29	467	119	25.5	5	3	33	8	24.2	37	3	8.1	38	3	7.9	1		1	1								
20	212	大町市	40.0	2028年3月		53	46	684	187	27.3	法律、条例、政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、人権擁護委員、民生児童員、市議会議員	37	35	462	112	24.2	6	3	44	7	15.9	35	6	17.1	36	6	16.7	1		1	1								
20	213	飯山市	40.0	2030年3月		30	27	308	125	40.6	地方自治法第180条の5及び202条の3に基づく審議会等	25	24	273	114	41.8	5	3	35	11	31.4	27	7	25.9	28	7	25.0	1		1	1								
20	214	茅野市	35.0	2029年3月		47	41	689	200	29.0	法律、条例等により設置されている審議会、委員会等	12	11	206	37	18.0	6	5	35	8	22.9	44	3	6.8	45	3	6.7	1		1	1								
20	215	塩尻市		2033年3月	40%以上60%未満	22	21	319	82	25.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	22	21	319	82	25.7	6	6	36	10	27.8	32	8	25.0	33	8	24.2	1		1	1								
20	217	佐久市	50.0	2027年3月		44	44	652	264	40.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	44	44	652	264	40.5	6	3	41	6	14.6	40	3	7.5	41	3	7.3	1		1	1								
20	218	千曲市		2026年4月1日現在で40%		54	53	612	219	35.8	地方自治法第202条の3、第180条の5及び法律、条例、規則、要綱、規定等により設置されている審議会・委員会・協議会・会議等	20	20	285	109	38.2	5	5	29	10	34.5	29	8	27.6	30	8	26.7	1		1	1								
20	219	東御市	40.0	2027年3月		36	33	410	135	32.9	法律または政令・条例により設置されている審議会、委員会等	30	27	369	125	33.9	6	6	41	10	24.4	30	3	10															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1			調査時点コード											
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)																				
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	うち 女性 委員 数		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 別 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 別 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 別 比 率 (%)	問8 目標設定の 対象である 審議会等の 目標及び 現状値	その他	問9 地方自治法 (第180条の5) に基づく審議会 等における 登用状況	その他	問10 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会 等における 登用状況	その他				
20 349	青木村		2030年3月	各審議会に より目標設定	7	7	69	15	21.7	法令または政令により設置されている審議会等	7	7	69	15	21.7	5	3	25	4	16.0	24	3	12.5	25	3	12.0	1	1	1	1	
20 350	長和町				0	0	0	0			8	7	120	25	20.8	5	2	35	3	8.6	29	2	6.9	30	2	6.7	1	1	1	1	
20 361	下諏訪町	40.0	2026年3月		55	48	1,072	337	31.4	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	13	12	163	33	20.2	5	4	21	5	23.8	31	4	12.9	32	4	12.5	1	1	1	1	
20 362	富士見町	25.0	2028年3月		23	17	269	52	19.3	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	23	17	269	51	19.0	6	4	31	7	22.6	28	1	3.6	29	1	3.4	1	1	1	1	
20 363	原村	30.0	2026年3月		26	23	255	84	32.9	法律により設置されている審議会等	26	23	256	84	32.8	5	2	24	4	16.7	14	2	14.3	15	2	13.3	1	1	1	1	
20 382	辰野町	50.0	2026年3月		34	27	436	107	24.5	地方自治法に基づく審議会等	28	23	399	99	24.8	5	4	28	8	28.6	39	7	17.9	40	7	17.5	1	1	1	1	
20 383	箕輪町		2027年3月	2027年度末 までに40~ 60%内	48	39	602	162	26.9	箕輪町特別職の職員等の名簿に記載されている審議会	23	21	341	113	33.1	5	3	35	7	20.0	27	7	25.9	28	7	25.0	1	2	2025年9月3日	2	2025年9月3日
20 384	飯島町	30.0		2029年3月末 まで	37	29	425	117	27.5	地方自治法に基づく審議会等	16	12	329	101	30.7	5	3	26	6	23.1	39	5	12.8	40	5	12.5	1	1	1	1	
20 385	南箕輪村	30.0	2027年3月		26	20	261	66	25.3	地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び地方自治法第202条の3に基づく審議会等	20	19	261	66	25.3	5	3	28	8	28.6	23	3	13.0	24	3	12.5	1	1	1	1	
20 386	中川村	25.0	2027年3月		31	14	126	31	24.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等	27	20	258	59	22.9	5	3	29	7	24.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1	1	1	1	
20 388	宮田村	30.0	2026年3月		30	22	324	84	25.9	地方自治法(180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	29	21	275	87	31.6	4	4	23	8	34.8	25	0	0.0	26	0	0.0	1	1	1	1	
20 402	松川町	50.0	2028年3月		32	26	405	99	24.4		32	26	405	99	24.4	5	4	30	9	30.0	7	0	0.0	8	0	0.0	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	
20 403	高森町	29.0	2026年3月		9	8	80	18	22.5		10	9	98	19	19.4	5	2	32	5	15.6	17	1	5.9	18	1	5.6	1	1	1	1	
20 404	阿南町				0	0	0	0		無し	7	6	69	15	21.7	5	2	34	4	11.8	18	1	5.6	19	1	5.3	1	1	1	1	
20 407	阿智村	30.0	2027年3月	どちらの性別 も30%以上	15	12	135	53	39.3	村がかかるすべての審議会・委員会	7	7	77	37	48.1	5	2	35	5	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	
20 409	平谷村				0	0	0	0			5	5	42	7	16.7	5	3	18	4	22.2	10	1	10.0	11	1	9.1	2	2026年4月1日	1	1	
20 410	根羽村				0	0	0	0			6	2	55	3	5.5	5	3	21	4	19.0	23	0	0.0	24	0	0.0	1	1	1	1	
20 411	下條村				0	0	0	0			9	7	95	34	35.8	5	3	33	5	15.2	11	1	9.1	12	1	8.3	1	1	1	1	
20 412	壳木村				0	0	0	0			10	5	78	31	39.7	5	1	20	1	5.0	6	0	0.0	7	0	0.0	1	1	1	1	
20 413	天龍村				0	0	0	0			6	6	47	11	23.4	4	0	15	0	0.0	10	5	50.0	11	5	45.5	1	1	1	1	
20 414	泰阜村				0	0	0	0			6	6	41	16	39.0	4	2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	
20 415	喬木村	30.0	2028年3月		27	20	371	60	16.2		14	10	157	28	17.8	5	2	28	2	7.1	27	1	3.7	28	1	3.6	1	1	1	1	
20 416	豊丘村	25.0	2026年3月		21	16	306	47	15.4	議会、行政、地域関係機関、地方自治法第180条の5に基づく委員会、法律、政令、条例により設置されている審議会等	16	13	198	36	18.2	5	2	25	5	20.0	13	2	15.4	14	2	14.3	1	1	1	1	
20 417	大鹿村				13	10	121	16	13.2		13	10	121	16	13.2	5	4	22	5	22.7	21	1	4.8	22	1	4.5	1				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード																	
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)																									
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	うち 女性 委員 数		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)	問8 目標設定の 対象である 審議会等の 目標及び 現状値	その他	問9 地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会 等における 登用状況	その他	問10 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会 等における 登用状況	その他											
20 450	山形村	40.0	2026年3月		22	20	210	79	37.6	国の法律に基づき設置するもの及び村の条例等議会の承認を得るもの						22	20	210	79	37.6	5	3	38	7	18.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1	1	1		
20 451	朝日村	25.0	2026年3月		43	32	505	139	27.5	条例により設置されている審議会等						31	25	311	85	27.3	5	4	31	9	29.0	29	6	20.7	30	6	20.0	1	1	1		
20 452	筑北村				0	0	0	0								9	6	56	15	26.8	3	3	32	13	40.6	3	1	33.3	4	1	25.0	1	1	1		
20 644	池田町	40.0	2029年3月		9	9	149	36	24.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等						10	10	149	36	24.2	5	3	29	7	24.1	26	5	19.2	27	5	18.5	1	1	1		
20 482	松川村				40	34	427	158	37.0							8	8	106	46	43.4	5	4	25	7	28.0	20	3	15.0	21	3	14.3	2	2025年7月1日	2	2005年7月1日	1
20 485	白馬村				0	0	0	0								16	11	200	35	17.5	5	2	24	4	16.7	23	2	8.7	24	2	8.3	1	1	1		
20 486	小谷村				0	0	0	0		未定						7	7	58	23	39.7	5	3	31	8	25.8	10	1	10.0	11	1	9.1	1	1	1		
20 521	坂城町	25.0	2030年3月		11	10	139	23	16.5	条例に基づき設置される審議会等						12	11	159	38	23.9	5	4	28	5	17.9	21	2	9.5	22	2	9.1	1	1	1		
20 541	小布施町				0	0	0	0								9	9	95	24	25.3	5	3	23	6	26.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1	1	1		
20 428	高山村				0	0	0	0								4	3	43	12	27.9	5	3	28	7	25.0	15	0	0.0	16	0	0.0	1	1	1		
20 561	山ノ内町				32	28	483	116	24.0	法律または政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等						9	9	138	29	21.0	5	2	34	3	8.8	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2025年3月31日	1	1	1
20 562	木島平村				0	0	0	0								10	9	251	71	28.3	5	3	23	5	21.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1	1	1		
20 563	野沢温泉村				0	0	0	0								8	2	102	4	3.9	4	3	15	3	20.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1	1	1		
20 583	信濃町				0	0	0	0								24	16	254	60	23.6	5	2	25	4	16.0	14	3	21.4	15	3	20.0	1	1	1		
20 588	小川村				0	0	0	0								5	3	39	4	10.3	5	2	21	5	23.8	15	0	0.0	16	0	0.0	1	1	1		
20 590	飯綱町	30.0	2030年3月		6	6	72	18	25.0	条例により設置されている審議会等						6	6	72	18	25.0	5	3	30	9	30.0	26	3	11.5	27	3	11.1	1	1	1		
20 602	栄村				0	0	0	0								8	6	56	13	23.2	5	2	27	3	11.1	20	0	0.0	21	0	0.0	1	1	1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

長野県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
	長野市								4	3	213	74	34.7	3	2	9	2	22.2										
	松本市								2	2	110	43	39.1	3	1	9	1	11.1										
	上田市								4	3	87	26	29.9	3	1	9	1	11.1										
	岡谷市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	飯田市								2	2	78	29	37.2	2	0	6	0	0.0										
	諏訪市								4	4	110	39	35.5	3	2	9	2	22.2										
	須坂市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	小諸市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	伊那市								5	5	107	41	38.3	3	0	10	0	0.0										
	駒ヶ根市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	中野市								4	4	68	37	54.4	3	3	9	4	44.4										
	大町市								5	5	69	24	34.8	2	0	6	0	0.0										
	飯山市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	茅野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	塩尻市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	佐久市								3	3	90	37	41.1	3	1	9	1	11.1										
	千曲市								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3										
	東御市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	安曇野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	小海町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	川上村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	南牧村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	南相木村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	北相木村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	佐久穂町								0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0										
	軽井沢町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	御代田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	立科町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	青木村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	長和町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	下諏訪町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	富士見町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)						
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
	原村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	辰野町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	箕輪町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	飯島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	南箕輪村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	中川村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	宮田村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	松川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	高森町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	阿南町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	阿智村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	平谷村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	根羽村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	下條村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	壳木村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	天龍村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	泰阜村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	喬木村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	豊丘村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	大鹿村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	上松町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	南木曾町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	木祖村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	王滝村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	大桑村								2	2	20	10	50.0	0	0	0	0	0.0							
	木曾町								15	13	145	51	35.2	0	0	0	0	0.0							
	麻績村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	生坂村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	山形村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	朝日村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	筑北村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	池田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	松川村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	白馬村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	小谷村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	坂城町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	小布施町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)
	高山村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	山ノ内町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	木島平村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	野沢温泉村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	信濃町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	小川村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	飯綱町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	栄村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

長野県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5						
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					その他		うち管理職数		調査時点コード		その他	防災部局危機職員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他					
		管理職総数	うち管理性職数	女性比率	うち管理職総数	うち管理性職管数	女性比率	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災部局危機職員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他					
20 1909	298	15.6	1,636	225	13.8	274	23	8.4	247	20	8.1	59	7	11.9	46	5	10.9	1,576	268	17.0	1,343	200	14.9	1,914	534	27.9	1,486	317	21.3	3,566	1,242	34.8	2,519	731	29.0	295	33	11.2	58	2	3.4				
20 201	長野市	260	24	9.2	204	20	9.8	29	0	0.0	24	0	0.0	21	0	0.0	16	0	0.0	210	24	11.4	164	20	12.2	381	59	15.5	262	33	12.6	730	161	22.1	420	103	24.5	1	15	3	20.0	2	0	0.0	1
20 202	松本市	152	48	31.6	124	41	33.1	18	2	11.1	14	1	7.1	7	2	28.6	6	2	33.3	127	44	34.6	104	38	36.5	263	72	27.4	199	57	28.6	140	46	32.9	104	38	36.5	1	16	1	6.3	3	1	33.3	1
20 203	上田市	116	16	13.8	87	11	12.6	18	2	11.1	16	2	12.5	0	0	0	0	0	0	98	14	14.3	71	9	12.7	148	53	35.8	92	17	18.5	136	46	33.8	94	22	23.4	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1
20 204	岡谷市	41	4	9.8	37	3	8.1	11	2	18.2	11	2	18.2	5	0	0.0	4	0	0.0	25	2	8.0	22	1	4.5	25	5	20.0	21	2	9.5	59	19	32.2	48	9	18.8	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
20 205	飯田市	104	14	13.5	73	4	5.5	21	2	9.5	17	2	11.8	0	0	0	0	0	0	83	12	14.5	56	2	3.6	105	20	19.0	85	9	10.6	244	101	41.4	97	21	21.6	1	11	1	9.1	2	0	0.0	1
20 206	諏訪市	36	7	19.4	36	7	19.4	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0	0	0	0	27	5	18.5	27	5	18.5	48	19	39.6	35	6	17.1	53	24	45.3	42	13	31.0	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1
20 207	須坂市	47	8	17.0	35	4	11.4	10	2	20.0	7	1	14.3	0	0	0	0	0	0	28	5	17.9	23	5	21.7	11	1	9.1	10	1	10.0	73	30	41.1	52	17	32.7	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
20 208	小諸市	35	6	17.1	30	6	20.0	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0	0	0	0	23	1	4.3	20	1	5.0	36	10	27.8	25	3	12.0	37	12	32.4	25	3	12.0	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
20 209	伊那市	62	6	9.7	57	5	8.8	19	1	5.3	18	1	5.6	0	0	0	0	0	0	43	5	11.6	39	4	10.3	50	12	24.0	44	12	27.3	137	60	43.8	125	59	47.2	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1
20 210	駒ヶ根市	30	1	3.3	27	1	3.7	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	0	23	1	4.3	20	1	5.0	36	10	27.8	25	3	12.0	37	12	32.4	25	3	12.0	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
20 211	中野市	34	1	2.9	32	0	0.0	27	0	0.0	26	0	0.0	0	0	0	0	0	0	7	1	14.3	6	0	0.0	32	11	34.4	26	5	19.2	71	34	47.9	63	26	41.3	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
20 212	大町市	30	5	16.7	23	4	17.4	10	1	10.0	7	1	14.3	0	0	0	0	0	0	20	4	20.0	16	3	18.8	43	6	14.0	35	6	17.1	31	8	25.8	24	8	33.3	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
20 213	飯山市	27	2	7.4	27	2	7.4	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	18	1	5.6	18	1	5.6	21	3	14.3	21	3	14.3	47	20	42.6	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1			
20 214	茅野市	42	4	9.5	40	4	10.0	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	32	4	12.5	30	4	13.3	48	17	35.4	38	14	36.8	79	23	29.5	62	14	22.6	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
20 215	塩尻市	67	18	26.9	53	9	17.0	12	2	16.7	10	2	20.0	9	2	22.2	9	2	22.2	46	14	30.4	34	5	14.7	39	12	30.8	28	3	10.7	78	38	48.7	39	11	28.2	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1
20 217	佐久市	97	20	20.6	66	10	15.2																																						

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況												問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況				問11-5												
		うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			その他		調査時点コード	防災・危機管理職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他										
管理職総数	うち管理職性職数	女性比率	管理職総数	うち女理性職管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	防災・危機管理職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他								
20 563	野沢温泉村	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0	14	3	21.4	14	3	21.4	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1						
20 583	信濃町	13	3	23.1	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	9	2	22.2	2	0	0.0	2	0	0.0	29	11	37.9	23	6	26.1	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1
20 588	小川村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1			
20 590	飯綱町	11	0	0.0	8	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0	6	0	0.0	9	3	33.3	6	1	16.7	39	11	28.2	30	6	20.0	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1
20 602	栄村	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	16	2	12.5	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

長野県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都 道 府 県 コ コ ド ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について～4のいずれか一つに☑をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定なく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
20 201	長野市	1 第2条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生じるおそれのないもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、容易に職員の同一性を確認できるもの (3) 職員の権利義務に係るもので、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
20 202	松本市	2	長野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生じるおそれのないもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、容易に職員の同一性を確認できるもの (3) 職員の権利義務に係るもので、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの	長野市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	6	6	1	1	1 1 1 1 1 1
20 203	上田市	1 第17条 職員(会計年度任用職員を除く、以下この条から第22条までにおいて同じ。)は、次に掲げる場合を除き、婚姻、養子縁組及びその他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、当該婚姻等により氏を改める直前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、市長の承認を受けて使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) その他の事由により職務執行上又は事務処理上特段の支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合 2. 前項の規定により市長の承認を受けて旧姓を使用する職員は、前項各号に定める場合を除き、旧姓を使用しなければならない。	松本市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	1 3 1	2	2	1 1 1 1 1 1		
20 204	岡谷市	2	上田市職員服務規程 第17条 職員(会計年度任用職員を除く、以下この条から第22条までにおいて同じ。)は、次に掲げる場合を除き、婚姻、養子縁組及びその他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、当該婚姻等により氏を改める直前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、市長の承認を受けて使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) その他の事由により職務執行上又は事務処理上特段の支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合 2. 前項の規定により市長の承認を受けて旧姓を使用する職員は、前項各号に定める場合を除き、旧姓を使用しなければならない。	上田市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 2 1	1	1 1 1 1 1 1		
20 205	飯田市	1 飯田市職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	岡谷市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 2 1	2	1 1 1 1 1 1			
20 206	飯田市	1 飯田市議員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	岡谷市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 2 1	2	1 1 1 1 1 1			

都道府県		市町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
道 府 県 コ 一 ド	市 区 町 村 名	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得する産休に係る産前産後期間は、次のようなか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他									
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																					
20 206	諏訪市	1	諏訪市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、事ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 1.職場での呼称 2.名札 3.名刺 4.職員名簿及び配置図 5.出勤整理簿、年次休暇届、休暇欠勤等承認願 6.旅行命令簿、復命書 7.時間外等勤務命令書、週休日の振替簿 8.職務車両義務免除申請書 9.起算文書、開院文書の記名又は押印 10.支出負担行為決定票及び支出命令票 11.研修引込書、研修命令書、研修報告書 12.事務引継書 13.日程直日誌 14.戸内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 15.その他内部文書等で所属長等が認めるもの	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例														
20 207	須坂市	2		須坂市議会	1	2	1	諏訪市議会会議規則 第2条第1項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1				
20 208	小諸市	2		小諸市議会	1	2	1	須坂市議会会議規則 第2条 第1項 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出がないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	
20 209	伊那市	1	伊那市職員旧姓使用取扱規程 伊那市職員旧姓使用取扱規程 第3条	伊那市議会	1	3	1	伊那市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出がないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例 (長期欠席期間の決定) 第5条 長期欠席期間の始期及び終期は、議長が決定し、議会運営委員会に報告する。 2 長期欠席期間の決定は、議員報酬の支給額を決定する際に行うものとし、当該決定の後、長期欠席期間がなお継続する場合においては、議長は終期を延長する決定をする。 3 市議会の会議等に出席せず又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。 (1) 伊那市議会の議員その他非常勤の議員の公務災害補償等に関する条例(平成18年伊那市条例第33号)に基づき認定された公務又は通勤による災害 (2) 自身の出産、ただし、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内であって、かつ、議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。 (3) その他市議会の会議等への出席又は参加に準ずるものと議長が認める理由								1	1	1	1	1
20 210	駒ヶ根市	2		駒ヶ根市議会	1	3	1	駒ヶ根市議会会議規則 (会議)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (委員会)第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	
20 211	中野市	2		中野市議会	1	3	1	中野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1		

都道府県		市町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
道府県		市区町村				問12-1				問12-2		問12-3		問12-4		問12-5		問12-6		問12-7					
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のようなですか。	問12-2で1を選択した場合、1を選択した場合、取得することができる産前産後期間は、次のようなですか。	問12-3で1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4で1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5で1を選択した場合、1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7で1を選択した場合、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
県	市	市	区	県	市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例					配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
コ	コ	コ	村	コ	村	大町市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程	第1条 この規定は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿及び配置図 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 住所届 (5) 休眠欠勤簿 (6) 超過勤務命令簿 (7) 出張命令票 (8) 復命書 (9) 事務引継書 (10) 起業文書 (11) 支出費控行行為決議書及び支出命令書 (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で市長が認めるもの (旧姓用語) 第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、塩尻市職員服務規程第11条に基づく氏名(本籍、現住所)変更届(提出の際に、旧姓用語(様式第1号)を所属長を経て人事課長へ提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て人事課長へ提出しなければならない。 (管理) 第7条 人事課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じしないよう努めなければならない。 (附則) 1 この要領は、平成10年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の実施前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要領の施行日から起算して60日以内に、所属長を経て人事課長に第4条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。	大町市議会	1	2	1	大町市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第92条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
20212	大町市	1		20213	飯山市	4	茅野市職員旧姓使用取扱要綱	第2条 職員は、任命権者の承認を得て、もっぱら職員の間で使用している文書等で職務執行上または事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	茅野市議会	1	2	1	飯山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20214	茅野市	1		20215	塩尻市	1	塩尻市職員旧姓使用取扱要領	(捷旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際して引き継ぎ改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿及び配置図 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 住所届 (5) 休眠欠勤簿 (6) 超過勤務命令簿 (7) 出張命令票 (8) 復命書 (9) 事務引継書 (10) 起業文書 (11) 支出費控行行為決議書及び支出命令書 (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で市長が認めるもの (旧姓用語) 第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、塩尻市職員服務規程第11条に基づく氏名(本籍、現住所)変更届(提出の際に、旧姓用語(様式第1号)を所属長を経て人事課長へ提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て人事課長へ提出しなければならない。 (管理) 第7条 人事課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じしないよう努めなければならない。 (附則) 1 この要領は、平成10年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の実施前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要領の施行日から起算して60日以内に、所属長を経て人事課長に第4条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。	塩尻市議会	1	3	1	塩尻市議会会議規則 第一章 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20217	佐久市	1					佐久市職員旧姓使用取扱規程	第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、法令上特別な効果を生じるおそれがない、かつ、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	佐久市議会	1	2	1	佐久市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		佐久市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席した場合において、その欠席期間(議会の会議等を欠席した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいふ。)が90日を超えるときの議員報酬の額は、特別報給与条例による当該議員の議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。 2 前項の既定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)以後、議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の月)まで適用する。	1	1	1	1	1	2			

都道府県		市区町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
道府県		市区町村				問12-1				問12-2		問12-3		問12-4		問12-5		問12-6		
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することができる期間は、次のうらどれか。	問12-2で1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7で1を選択した場合、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。	1. 個別の各事由を明記した規定がある。	2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。	4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つにつけてください。
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他												
20218 千曲市	2	千曲市議会	1	2	1	千曲市議会会議規則 第1章 第1節 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1				
20219 東御市	1	東御市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、もっぱら職員の間で使用する文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	東御市議会	1	2	1	東御市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
20220 安曇野市	1	安曇野市職員服務規程 第10条 職員は、改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏又は住民票の通称欄に記載されている通称(以下これらを「旧姓等」という。)を職場での呼称及び文書等に使用することができる。	安曇野市議会	1	2	1	安曇野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
20303 小海町	4	小海町議会	1	2	1	小海町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1	1				
20304 川上村	2	川上村議会	4								4	4	4	4	2					
20305 南牧村	2					南牧村議会会議規則 第2条2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1					
20306 南相木村	2	南相木村議会	1	4	2						2				2	2				
20307 北相木村	4	北相木村議会	2								2				2	2				
20309 佐久穂町	1	佐久穂町職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 第1条 この訓令は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	佐久穂町議会	1	3	1	佐久穂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1				
20321 軽井沢町	1	軽井沢町職員旧姓取扱要綱 第1条～第8条	軽井沢町議会	1	2	1	軽井沢町議会会議規則 第2条第3項 前2項の規定にかかわらず、議員が出前のため議会活動等を行えない場合は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届を議長に提出することができる。この場合において、議会活動等に復帰することになったときは、議会活動等復帰届を議長に提出しなければならない。	2				1	1	1	1	1				
20323 御代田町	1	御代田町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	御代田町議会	1	2	1	御代田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1				

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
立科町	立科町議会	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうらどですか。	問12-2で1を選択した場合、1を選択した場合、取得する産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
立科町	立科町議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
立科町	立科町議会	1	2	2						1	1	1	1	1	1		
青木村	青木村議会	青木村議会規則	(第2条第2項)前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2					1	1	1	1	1	1		
長和町	長和町議会	長和町議会規則	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2					1	1	1	1	1	1		
下諏訪町	下諏訪町議会	下諏訪町職員旧姓使用取扱要綱	(趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の常勤の職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請しなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て申請職員に通知するものとする。 (中止の届出) 第6条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に町民及び職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (補則) 第8条 この要綱に定めるものほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	1	2	1	下諏訪町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
富士見町	富士見町議会	富士見町職員旧姓使用取扱要綱	(第2条第2項)前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	富士見町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
原村	原村議会	原村議会規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1				1	1	1	1	1	1		

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
道府県	市区町村	辰野町議員旧姓使用取扱規定	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうらどれか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
ココロド	ド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
20382	辰野町	1	○辰野町議員旧姓使用取扱規定 令和3年9月30日 訓令第10号 (趣旨)この規程は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、議員が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において、「議員」とは、常勤的一般職の議員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の再任用職員を含む。)をいふ。 (旧姓使用の範囲) 第3条 議員が旧姓を使用することができるものは、法令上特別な効果を生じるおそれがないかつ、議員の同一性の確認が容易で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 議員が旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの又は職務遂行上若しくは事務処理上誤解や混乱を招くおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第4条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、前の届出があったときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由のうえ当該届出をした議員(以下「旧姓使用議員」という。)に対し、受理した旨を通知する。 3 新たに採用された議員が旧姓を使用しようとする者は、採用後速やかに旧姓を証する書類を添付して旧姓使用届を提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用議員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した議員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の届出はできないものとする。 (議員及び所属長の責務) 第6条 旧姓使用議員は、旧姓の使用に当たり、職場等に誤解や混乱等が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属議員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (その他) 第7条 この規程に定めるもののほか、議員の旧姓使用に關し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) (旧姓を使用することができるもの) 1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1)職場での呼称 (2)職員録 (3)名刺 (4)座席表 (5)回覧用紙 (6)名札 (7)各種文書における担当者氏名 (8)メールアドレス 2 専ら組織内で使用される文書等で、議員の同一性の確認が容易にできるもの (1)起案文書 (2)決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン (3)復命書 (4)事務分担表 (5)事務引継書 (6)公務使用自家用車届、自家用車使用承認簿 (7)公用車使用簿 (8)物品購入書類 (9)被服貸与簿	辰野町議会議規則 第1章 総則第2条 議員が自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産日以後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 辰野町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例口 第2条 第3項 議員が、自己都合、疾病その他の事由により、一定の間、議員活動を休止しているときの議員報酬は、次表に定める区分に応じた減額の割合を前条及び前項に定める議員報酬から減額する。90日以上180日未満:100分の20、180日以上270日未満:100分30、270日以上365日未満:100分の40、365日以上:100分の50	辰野町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例口 第2条 第3項 議員が、自己都合、疾病その他の事由により、一定の間、議員活動を休止しているときの議員報酬は、次表に定める区分に応じた減額の割合を前条及び前項に定める議員報酬から減額する。90日以上180日未満:100分の20、180日以上270日未満:100分30、270日以上365日未満:100分の40、365日以上:100分の50	1	1	1	1	1	1	1	1		

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																				
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することができる期間は、次のようなか。 問12-3 間12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-4 間12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。		問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
			議会名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
		3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの (1)旅行預金票(両姓併記)、概算請求、精算請求票 (2)赴任旅行命令、概算請求、精算請求票 (3)職務専念義務免除承認申請書 (4)當利公業等從事許可申請書 (5)出勤整理簿 (6)休暇整理簿 (7)療養休暇届、産前産後休暇届、介護休暇届 (8)育児休業關係書類 (9)代休日指定簿 (10)時間外勤務確認表 (11)超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿 (12)欠勤届 (13)住居届 (14)通勤届、通勤手当支給確認簿 (15)特殊勤務手当実績表 (16)本籍変更届 (17)扶養親族届、扶養親族認定証明書、扶養状況申立書、扶養親族現況届 (18)特地勤務手当に準ずる手当整理簿 (19)支出負担行為決議書、支出命令書 (20)所属長が適当と認める軽易な文書等 別表第2(第3号関係) (旧姓を使用することができないもの) 1 職員の身分等に関する文書で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの (1)人事通知書 (2)官署書 (3)退職願 (4)処分關係書類 (5)人事記録カード (6)身分証明書(両姓併記) (7)在職証明書(両姓併記) 2 職員の権利義務に係る文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの (1)給与支給明細書等、別表第1の3に定める以外の給与、報酬關係書類 (2)職員印体車従許可願、專従許可取消願 (3)共済組合關係書類 (4)職員互助会關係書類 (5)公務災害關係書類 (6)財形貯蓄關係書類 (7)事故報告 3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの 許認可、立入検査(旧姓併記)、現金取扱員之証(旧姓併記)、徵税等法令に基づく行政処分に関する文書等 4 私人と法律上の関係を有生させるもの 契約書、入札執行關係書類、協定書等																					
20383	箕輪町	1	第1条 この要綱は、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	箕輪町議会	1	3	1	箕輪町議会議規則 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1						
20384	飯島町	2		飯島町議会	1	4	2	南箕輪村議会議規則 第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				4	4	4	4	4						
20385	南箕輪村	1	南箕輪村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上または事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものについて、旧姓を使用することができる。	南箕輪村議会	1	2	1	南箕輪村議会議員の議員報酬の特例に関する条例 第5条 3.村議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかつた期間を長期欠席期間としない。 (2)自身の出産。ただし、労働基準法(平成22年法第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内であって、かつ、村議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。	1				1	1	1	1	1						

都道府県		市町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道	市	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7									
府	町	町	区	議会名	問12-1で 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む)が あるか。	問12-2で 1.を選択した 場合、取得する こと可能な休 業期間は、次の うらどれか。	問12-3で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で 1.を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額の規 定はあるか。	問12-6で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
県	村	町	区	1. 明記した規 定があり、認め ている。 2. 明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3. 明記した規 定がなく、運 用上も認めてい ない。 4. 明記した規 定がなく、過去 に使用した事例 も判断したこと もない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規 定がある。 2. 明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3. 明記した規 定がなく、運 用上も認めてい ない。 4. 明記した規 定がなく、過去 に事例がない。	1. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも短 い。 2. 労働基準法 65条の産前産 後期間と同様。 3. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも長 い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
コ	コ	村	区	ド	ド	名	中川村職員旧姓使用取扱要綱	(趣旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際して引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、村長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招きおそれのないものについて旧姓を使用することができます。 (旧姓使用でも文書等) 第3条 新条の旧姓を使用することができる文書とは、次に掲げるものとする。 (1)職員名簿及び配置図 (2)名札 (3)住所届 (4)休憩欠勤簿 (5)時間外勤務命令簿兼週休日の振替簿・代休指定簿 (7)出張命令(附)簿 (8)復合書 (9)事務引継簿 (10)起案文書 (11)支出負担行為決議書及び支出命令書 (12)前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で村長が認めるもの (日本使用願) 第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、旧姓使用願を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 村長は旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、速やかに当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 村長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (管理) 第7条 総務課長は、旧姓使用者台帳を備え、旧姓の使用的適正な管理に努めなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに當たって、常に村民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1	1
20	386	中川村	1				中川村議会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、事故、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、急引その他のやむを得ない理由により出席できないときは、当日の開議時刻までに欠席届(別紙1)を議長に届け出なければならない。ただし緊急かつやむを得ない事情で、届け出ることができないときは、その事情がなった後1すみやかに届けなければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2			
20	388	宮田村	2				宮田村議会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、事故、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、急引その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2			
20	402	松川町	2				松川町議会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
20	403	高森町	2				高森町議会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
20	404	阿南町	1	職員旧姓使用取扱要綱	第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に關し必要な事項を定めるものとする	阿南町議会	1	4	2		2			4	4	4	4				
20	407	阿智村	2				阿智村議会	1	4	2		2		4	4	4	4				
20	409	平谷村	2				平谷村議会	4						4	4	4	4				
20	410	根羽村	2				根羽村議会	1	4	2		2		4	4	4	1				
20	411	下條村	1				下條村議会	4						4	4	4	4				
20	412	壳木村	4				壳木村議会	1	4	2		2		2	2	2	1				
20	413	天龍村	2				天龍村議会	4						4	4	4	4				
20	414	泰阜村	2				泰阜村議会	2						4	4	4	4				
20	415	喬木村	2				喬木村議会	2						4	4	2	2				
20	416	豊丘村	2				豊丘村議会	4						4	4	4	4				

都道府県		市区町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のようなですか。	問12-3 問12-2で1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
1	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。															
20417	大鹿村	2		大鹿村議会	1	2	1	大鹿村議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2
20422	上松町	2		上松町議会	1	2	1	上松町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20423	南木曾町	4		南木曾町議会	1	2	2	木祖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20425	木祖村	2		木祖村議会	1	2	1	木祖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20429	王滝村	2		王滝村議会	1	2	1	王滝村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20430	大桑村	4		大桑村議会	1	3	1	大桑村議会会議規則 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20432	木曾町	2		木曾町議会	1	2	1	木曾町議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例 第2条(2)長期欠席とは疾病その他の事由により90日を超える期間にわたり町会議を全て欠席することをいう。 第6条 議員が次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、前2条の規定は、適用しない。 (2)出産(産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び産後8週間の期間に係るものに限る。)	1			木曾町議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例 第2条(2)長期欠席とは疾病その他の事由により90日を超える期間にわたり町会議を全て欠席することをいう。 第6条 議員が次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、前2条の規定は、適用しない。 (2)出産(産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び産後8週間の期間に係るものに限る。)	1	2	1	1	1	1
20446	麻績村	4		麻績村議会	1	2	1	麻績村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20448	生坂村	4		生坂村議会	1	2	1	生坂村議会会議規則 欠席の届出 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20450	山形村	2		山形村議会	1	2	1	山形村議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都道府県		市区町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のようなですか。	問12-3 問12-2で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。																
20451	朝日村	4	朝日村議会	1	2	1	朝日村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
20452	筑北村	2	筑北村議会	4			池田町会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	2	2	2		
20481	池田町	4	池田町議会	1	2	1	池田町会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1		
20482	松川村	2	松川村議会	1	2	1	松川村職員の勤務時間、休憩等に関する規則 (特別休暇) 第11条 特別休暇は、選舉権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として村長が規則で定める場合における休暇とし、その期間は、村長が規則で定める。	2					1	1	1	1	1	1	
20485	白馬村	2	白馬村議会	1	2	1	白馬村議会会議規則 第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内	2					1	1	1	1	1	1	
20486	小谷村	4	小谷村議会	4			坂城町議会会議規則 第2条第2項 講演のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	2		
20521	坂城町	1	専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓の使用することができます。	坂城町議会	1	2	1	小布施町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
20541	小布施町	2	小布施町議会	1	2	1	高山村議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1		
20543	高山村	4	高山村議会	1	2	1	山ノ内町議会会議規則 第3条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができます。	2					1	1	1	1	1		
20561	山ノ内町	1	山ノ内町議会	1	2	1	山ノ内町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2	

都道府県		市町村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
道 府 県 コ 一 ド	市 区 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のうらどれか。	問12-2で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。		議会名	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
20562	木島平村	2		木島平村議会	1	2	1	木島平村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20563	野沢温泉村	2		野沢温泉村議会	1	2	1	野沢温泉村議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20583	信濃町	1	信濃町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の申請) 第2条 氏を改めた職員で、旧姓を使用しようとする者(以下「旧姓使用者」という。)は、町長に対し旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長及び総務課長を経由して提出し、承認を得なければならない。 2. 前項の申請を行う場合は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名を確認するため、改正前後の氏を証する書面を添えるものとする。 (承認等) 第3条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれないと認めるとときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2. 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認するときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に登録するものとする。	信濃町議会	1	2	2		2				1	1	1	1	1	
20588	小川村	2		小川村議会	1	2	1	小川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20590	飯綱町	1	飯綱町職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用できるものは、次の各号の全てに該当するものであって、おおむね別表1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を及ぼさない限り、かつ職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 事務執行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2. 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表2に掲げるものとする。	飯綱町議会	1	2	1	飯綱町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
20602	栄村	4		栄村議会	4								4	4	4	4	2	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

長野県

調査時点 調査期間は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市区町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15		
都道府県	市区町村	議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる施設等に際しては、議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に係る取組)は、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に係る取組(ハラスメント防止に係る取組)は、次のうちどれか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。			ハラスメント防止に関する研修に係る取組(ハラスメント防止に係る取組)は、次のうちどれか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「ハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本部員員数(※本部員を含む人)	うち女性(人)	女性比率(%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの災・復興をテーマとした研修の実施状況
県町村	町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 保健に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規定による 2. ハラスメント防止等に関する 3. その他 4. その他の内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていらない。 3. その他(不明等)	14	1	314	20.7%	7						
ドドド	ド	1 1 13	0 8 34	9 2 3	28 7 10 5	25 27 27 18	24 19 40 2	52 11 52			1,518									
2020	長野市	4 4 1 1 2	長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱 長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱 (目的) 第1 この要綱は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第29号)第9条の規定に基づき、長野市議会におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関する規定である。 (定義) 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 議会活動 定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び長野市議会規則(昭和42年長野市議会規則第2号)第166条の協議等の場における活動並びに金派による活動並びにそれらに付随する活動をいう。 (2) ハラスメント セクシズム・ハラスメント、姦娠・出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワーハラスメント、モラル・ハラスメント等をいう。 (3) セクシズム・ハラスメント 他の者を不快にさせる議会活動における性的な言動及び議員が他の議員を不快にさせるとされる議会活動外における性的な言動をいう。 (4) 姦娠、出産、育児又は介護に関する議員に対する次に掲げる事由に関する言動であつて、議員に精神的苦しきは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものを行う。 ア 妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により議会活動をすることができないこと又は議会活動をすることができなくなること。 イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること。 (5) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる議会活動上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、議員に精神的苦しきは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようもとのをいう。 (6) モラル・ハラスメント 議会活動において繰り返し行われる言葉又は態度などによって、議員に精神的苦しきは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊嚴を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものを行う。 (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより議員の議会活動が害されることは言論若しくは不利益を受けることをいう。 (議員の責務) 第3 議員は、ハラスメントをしてはならない。 2 議員は、ハラスメント防止のために、ハラスメントの内容並びに発生の原因及び背景を十分認識して行動するよう努めなければならない。 2 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、議員以外の者に対し、ハラスメントに類する言動を行ってはならない。 (議長の責務) 第4 議長は、健全な議会活動が行えるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議長は、ハラスメントに関する申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が議員等からなされた場合に、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処するものとする。 (苦情相談等の処理) 第5 議長は、ハラスメントに係る事業の内容又は状況から判断し必要と認めるときは、申出人及び関係者に対し事情の聴取及び事実の確認を行い、ハラスメントに起因する問題の解決を図るものとする。 2 前項の場合において、議員は、ハラスメントに起因する問題の解決を図るために必要があると認めるときは、長野市議会ハラスメント調査委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、協議を依頼するものとする。 3 議長は、ハラスメントに起因する問題による直接の被害者のほか、他の議員等からハラスメントに係る相談又は苦情があった場合においても、これに対応しなければならない。 (プライバシーの保護等) 第6 ハラスメントに起因する問題に関する相談又は苦情の処理を担当する議員及び委員会の構成員は、関係者のプライバシーを保護し、名前その他の人権を尊重しなければならない。 (準用) 第7 第4から第6までの規定は、第3第4項に規定するハラスメントに類する言動について準用する。 (研修等) 第8 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。 2 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。 (附則) 第9 本要綱に定めるもののが必要な事項は、議長が別に定める。 附 則(令和4年6月22日長野市議会告示第2号) この要綱は、公布の日から施行する。	1 3 3 2							特になし	1	長野市避難所運営マニュアル【風水害編】[感染症対策反映版]	上記マニュアルの「生活環境の改善」(1)避難所運営チームの取組から抜粋 「各避難所での生活空間の整備の取組を後押しするとともに、各避難所からの要望を取りまとめ、仮設のトイレ、シャワー、洗濯機、段ボールベッド、ファミリールーム、テレビ、机、イス等を物的支援チームと協力して配達する。また、トイレ、シャワー、洗濯物干し場所、更衣室、授乳室等が性別に配慮されているか、人種・男女共同参画班(男女共同参画センター)による巡回、指導を依頼する。」	26	1	3.8			
2020	松本市	4 4 1 1	松本市議会基本条例 (ハラスメントの防止) 第20条の2 議会及び議員は、ハラスメント(社会議会上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的苦しきは身体的な苦痛又は不利益を与え、及び相手の職務環境又は生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。)が個人の尊厳を不当に害し、人権を侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。	1 1 3 1					松本市議会員の通称等の使用に関する規程		特になし	2		21	3	14.3				

都道府県	市町村	市町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
市町村	市町村	市町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
県	市	市	議場に設置する場合がある場合は、議場が設置されているか。	議場に設置する場合がある場合は、議場が設置されているか。	議場に設置する場合がある場合は、議場が設置されているか。	議場に設置する場合がある場合は、議場が設置されているか。	議場に設置する場合がある場合は、議場が設置されているか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該会議に於ける内閣府公報による取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	男女共同参画に関する議会において、通常文は既存の使用を認めていますか。	当該会議に於ける内閣府公報による取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあります。これが記入してください。	問12-16で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13	問13-1	本節員認数 ※本節長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	市内女性に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況	
県	市	市	1. 人員及び場所の設備または提供がされていない。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設備または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または予定である。 4. なし	1. 使用の場所が整備されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設備または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 場所において利用している。 2. 研修において利用していない又は現行では研修を行っていないが、今後研修を利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現行では研修を行っておらず、今後行う予定である。	1. 場所において利用している。 2. 研修において利用していない又は現行では研修を行っていないが、今後研修を利用予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がないが、過去に使用した事例も判断したこともある。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 上田市議会議員政治倫理条例 (政治倫理標準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理標準を遵守しなければならない。 (1) 市民の代表として品位又は名譽を損なうような行為及び市政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は市民の信頼を失墜させる行為をしてしないこと。 (2) 議員の地位による影響力をを利用して便宜の供与を受けていないこと及び金品を授受しないこと。 (3) 違法らせ、強制、圧力をかける等のハラスメントの他人権侵害のこれらのある行為をしてしないこと。 (4) 金品又は情報発信において他の人のプライバシーを侵害し、名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしてしないこと。 (5) 損失その他の契約又は市が行う許可若しくは認可その他の允分に関し、その地位を利用して特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしていないこと。 (6) 市職員等に対して、その権限又は地位を利用する事により、公正な業務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位により影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、議員としての倫理に反するおそれのある行為をしないこと。	上田市議会申し合わせ事項 「議員の通称名等の使用について」 1 使用できる通称名等 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称名(氏名をひらがな又はカタカナ表記にする通称名を除く。) (2) 結婚、養子縁組等の事由により変更があった場合の変更前の氏名	上田市議会申し合わせ事項 「議員の通称名等の使用について」 1 使用できる通称名等 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称名(氏名をひらがな又はカタカナ表記にする通称名を除く。) (2) 結婚、養子縁組等の事由により変更があった場合の変更前の氏名	上田市地域防災計画「風水害対策編」 人権共生課が所属する救援対策班の分掌事務として、「男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関する」とを掲げている。	30	3	10.0		
20203	上田市	4	4	1	1			3	3	1				1						
20204	岡谷市	4	4	2				1	2	2	2			2		14	2	14.3		
20205	飯田市	4	4	2				1	1	1	1			1						
20206	諏訪市	4	4	1	1			1	1	3	4			2						
20207	須坂市	4	4	1	1			1	3	1	3			2			24	2	8.3	

都道府県	市町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
県	市	問12-10で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。												問12-16で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。			本部員認取 ※本部長を含む (人)			内閣府が定めた「男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況」
		1. 人員及び場所の設置または提供がされていない。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 使用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。 4. なし	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現行では研修を行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 研修において利用する予定がある。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現行では研修を行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。 4. なし	1. 明記した規定があり、明記している。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がないが、過去に使用した事例も判断したこともある。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	26	3	11.5	○							
市	小諸市	4	4	3			1	3	3	2			2			20	1	5.0		
市	伊那市	4	4	3			1	3	3	3			2	通称又は旧姓の使用に関する規定を現在準備中で、令和8年4月に施行予定			20	1	5.0	
市	駒ヶ根市	4	4	1	1								3				11	0	0.0	○
市	中野市	4	2	1	1										中野市地域防災計画					
市	大町市	4	4	2				2	2	3	4					38	5	13.2		
市	飯山市	4	2	3				3		3	4				4. 市の防災体制 (6) 災害対策本部事務分掌	12	2	16.7		
市	茅野市	4	4	3				3		3	4				茅野市地域防災計画、茅野市避難所開設運営マニュアル 第1章総則第2節3(2)、第4章第3節第3-1(1)、質の向上・配慮Ⅱ	20	0	0.0		
市	塩尻市	4	4	2				2	3	1	4					12	2	16.7		
市	佐久市	4	4	3				3		3	1	佐久市議会議員の通称及び旧姓使用に関する規定			佐久市地域防災計画、佐久市避難所運営マニュアル					
市	千曲市	4	4	2				2	3	2	2				【地域防災計画】 ③ 災害応急対策計画 第1章 地域防災計画及び情報提供活動 P364 4. 避難所の開設・運営 (イ) 避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときは必要な要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いに等に配慮する。また、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官を配備する。 (ウ) 自主防災組織及びボランティア団体等は避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を明確にして、自主的に秩序ある避難活動が行われるよう努める。 (エ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いと双方の立場に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 【避難所運営マニュアル】 第2章 事前計画と確認すべき事項 3避難所対応職員の構成例 (1)避難所運営にあたる各担当の役割 ①代表者(避難所運営の統合責任者) P10 人権配慮・プライバシー意識の徹底 避難所運営スタッフ(避難所運営にあたる職員、避難者等)全員が避難者各個人の権利に配慮するように徹底させます。 (例)感染症流行下においては感染者や感染の疑いがある方等を排除するのではなく感染対策上の対応にあらざることを認識する。それぞのプライバシーを守るために対応が必要であることを理解する。 (長期避難) 4避難所の運営体制づくり (3)長期避難の場合は必要な場所 P37(ボイント)男女共同参画の観点に立った避難所運営 開設場所 ①女性専用更衣室の確保②授乳スペースの確保③男女別の物干し場の確保④女性専用トイレの確保⑤女性による女性のみが使用する荷物の配布⑥授乳窓口の設置⑦性暴力、DV防止に関するポスターの提示(男女それぞれニーズには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけてください。)	19	0	0.0		

都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 ド 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況			
	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15					
議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	議員が自ら選ぶことのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。					
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または予定である。 4. なし	1. 使用の場所が整備されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現には研修を行っていないが、今後研修を利用予定はある。 3. 研修において利用していない又は現には研修を行っておらず、今後行う研修を利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もある。	1. 明記した規定があり、明記している。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がないが、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)													
20 219 東御市	4	4	2				2	2	1	1	東御市議会 申合せ事項等			11	1	9.1				
20 220 安曇野市					条例の制定に向けて		1	1	2	4			特になし		安曇野市地域防災計画					
20 303 小海町	4	4	3				1	3	3	4			3			1	0	0.0		
20 304 川上村	4	2	3				1	2	3	4			2			24	0	0.0		
20 305 南牧村	4	4	2				2	2	1	4			3			59	33	55.9		
20 306 南相木村	4	4	2				1	2	2	4			2			12	1	8.3		
20 307 北相木村	4	4	3				3		3	4			2			7	0	0.0		
20 309 佐久穂町	4	4	2				2	3	2	4			3			15	1	6.7		
20 321 錦井沢町	4	4	2				1	3	3	4			1		経井沢町地域防災計画第1編第1節 計画の目的、構成及び基本方針					
20 323 御代田町	4	4	2				2	2	2	4			2			32	4	12.5		
20 324 立科町	4	4	3				3		3	4			2			12	2	16.7		
20 349 青木村	4	2	3				3		3	4			2			10	0	0.0		
20 350 長和町	4	2	1		動画視聴による研修		1	1	3	4			1		長和町地域防災計画					
20 361 下諏訪町	4	4	3				3		3	2			2			13	1	7.7		
20 362 富士見町	4	4	1			富士見町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 政治倫理基準は、次の各号のとおりとする。 第6号 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3		3	2			1		富士見町地城防災計画				
20 363 原村	4	4	3				1	2	2	4			2		第12節 避難受入及び情報提供活動 実施機関 生涯学習課					
20 382 段野町	4	4	2				1	2	2	4			2		6 避難所の開設・運営					
20 383 箕輪町	4	4	2				2	2	2	2			2		(2) 実施計画					
20 384 飯島町	4	4	2				1	1	1	2			2		7【男女共同参画に対する対策】 (ス)指定避難場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する。性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。 また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報を提供を行うよう努めるものとする。			19	2	10.5
20 385 南箕輪村	4	4	2				1	2	3	4			2			○				
20 386 中川村	4	4	3				1	3	3	2			2			20	3	15.0		
20 388 宮田村	4	4	3				3		3	4			2			21	4	19.0		
20 402 松川町	4	4	3				1	3	1	2			3			12	3	25.0		
																16	2	12.5		
																12	1	8.3		
																147	87	59.2		

